

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所
平成29年度(第3回)保安検査報告書

平成30年2月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間	1
(2)保安検査実施者	1
2. 柏崎刈羽原子力発電所の設備及び運転概要	1
3. 保安検査内容	2
(1)基本検査項目	2
(2)追加検査項目	3
4. 保安検査結果	3
(1)総合評価	3
(2)検査結果	5
(3)違反事項	10
5. 特記事項	10

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

① 基本検査実施期間

自 平成29年11月27日(月)

至 平成29年12月8日(金)

(2) 保安検査実施者

柏崎刈羽原子力規制事務所

平田 雅己

村上 弘

山賀 悟

阿部 利扶

内海 信一

和田 武

黒川 武雄

瀬下 拓也

2. 柏崎刈羽原子力発電所の設備及び運転概要

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
1号機	110	昭和60年9月	運転期間 (一) 停止期間 (平成23年8月6日～) 施設定期検査期間 (平成23年8月6日～)
2号機	110	平成2年9月	運転期間 (一) 中越沖地震により停止 停止期間 (平成19年2月19日～) 施設定期検査期間 (平成19年2月19日～)
3号機	110	平成5年8月	運転期間 (一) 中越沖地震により停止 停止期間

			(平成19年7月16日～) 施設定期検査期間 (平成19年9月19日～)
4号機	110	平成6年8月	運転期間 (—) 中越沖地震により停止 停止期間 (平成19年7月16日～) 施設定期検査期間 (平成20年2月11日～)
5号機	110	平成2年4月	運転期間 (—) 停止期間 (平成24年1月25日～) 施設定期検査期間 (平成24年1月25日～)
6号機	135.6	平成8年11月	運転期間 (—) 停止期間 (平成24年3月26日～) 施設定期検査期間 (平成24年3月26日～)
7号機	135.6	平成9年7月	運転期間 (—) 停止期間 (平成23年8月23日～) 施設定期検査期間 (平成23年8月23日～)

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 上期発電所長レビューの実施状況
- ② 保守管理の実施状況

- ③放射線被ばく管理の実施状況
- ④原子力防災資機材の管理状況(抜き打ち検査)
- ⑤放射性固体廃棄物の保管状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「上期発電所長レビューの実施状況」、「保守管理の実施状況」、「放射線被ばく管理の実施状況」、「原子力防災資機材の管理状況(抜き打ち検査)」及び「放射性固体廃棄物の保管状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「上期発電所長レビューの実施状況」については、平成28年度マネジメントレビュー直後の経営層の交代人事のため遅れていた品質方針の見直しについて、平成29年10月30日付で社長による表明が行われたことを踏まえ「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、品質目標の見直しを平成29年12月22日までに実施する計画であることを本社依頼文書により確認した。

なお、品質方針及び品質目標の見直しは遅れたものの、マネジメントレビュー及び原子力・立地本部長レビュー結果における指示事項は平成29年度の業務計画に反映されており、この業務計画に基づく平成29年度上期の活動は、上期発電所長レビューにおいて、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき必要な情報がインプットされ、レビューの結果として指示事項がアウトプットされていることを上期発電所長レビューにおけるレビュー資料及びその議事録により確認した。

「保守管理の実施状況」については、保守管理に係る基本的な業務要領が「保守管理基本マニュアル」等に、プラント長期停止に係る保全業務としての対応が「プラント長期停止時対応マニュアル」に、特別な保全計画を作成する際の要求事項が「プラント長期停止に伴う特別な保全計画作成・管理ガイド」に定められていることを確認した。

平成28年度以降、保全活動の実施において“点検期限”に係る不適合が約20件発生しているものの、多くの場合、点検期限前に不適合報告書が起票され、関連ガイドに従い機器の健全性評価を実施し期限延長の手続きが適切に行われていることを確認した。

保守管理及び保全の有効性評価については、平成28年度第1回保安検査における指摘事項に対して、仕組みの改善を図り改訂された関連マニュアルに基づき、平成28年度の保守管理及び保全に係る活動の評価が実施されていることを確認した。

「放射線被ばく管理の実施状況」については、所員、協力企業等の放射線業務従事者

の被ばく線量限度が「電離放射線障害防止規則」等に基づき設定されていることを「線量管理要領」により確認した。

放射線業務従事者の外部被ばくについては、X線、 γ 線、中性子線は、1cm線量当量、 β 線は、70 μ 線量当量を測定することとしており、内部被ばくについては、男性は、三月に1回、女性(妊娠の可能性のない女性を除く)は一月に1回、ホールボディーカウンタによる測定を実施しており、同規則に従って線量測定することが定められていることを同管理要領等にて確認した。線量評価については、不均等な被ばくを受ける場合は、体の各部位ごとに個人線量計を装着し、その測定値に部位別の臓器・組織のリスクを考慮した荷重係数を掛けて実効線量を算出するなど、「被ばく線量の測定・評価マニュアル(原子力安全技術センター)」に従い適切に行うものとしていることを同管理要領により確認した。

「原子力防災資機材の管理状況(抜き打ち検査)」については、資機材所有の主管グループが「原子力防災資機材等の管理にかかる運用ガイド」等に基づき点検を実施して、その結果を共有ファイルである「資機材に係る管理表」へ入力し、防災資機材の管理を統括する防災安全GMが確認することを聴取した。

また、強風、積雪等の自然災害の発生が予想される場合に備え、事前に緊急時に対応できる体制を確保するため「前兆事象対応要領」が定められており、気象庁による予報等入手した時点で防災安全部長等が発電所長に具申し対策本部を発足する等により、緊急時体制が求められる状況となる前に防災体制を整えるものとしていることを確認した。

現場において資機材倉庫を確認した結果、「資機材倉庫－配置図」に基づいて資機材は整理された状態で管理されており、資機材ごとに名称、管理番号、保管数量、仕様等を記載したプレートを添付し、識別がなされていることを確認した。

「放射性固体廃棄物の保管状況(抜き打ち検査)」については、固体廃棄物貯蔵庫におけるドラム缶の保管に関し「放射性固体廃棄物管理要領」において、週1回の通路側からの目視による巡視及び半年に1回のカメラ使用による固体廃棄物群の中央部を含めた巡視を行うことが定められていることを確認した。本検査期間中に予定されていた週1回の目視による巡視に立会い、同要領に従い実施されていることを確認した。

ドラム缶の保有量については、3カ月に1回の保有量の記録により確認すること及び半年に1回の巡視の際にドラム缶全数の存否を確認することが同要領に定められており、それらの確認結果をそれぞれの記録により確認した。

保安検査期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、

良好なものであったと判断する。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

① 上期発電所長レビューの実施状況

平成29年度第3回保安検査(本社検査)での「マネジメントレビュー」に係る検査において、平成28年度マネジメントレビュー直後の経営層の交代人事のため品質方針の見直しに係る社長との調整が遅れている旨を聴取していたが、平成29年10月30日付けで社長による見直しの表明が行われたことを「原子力品質保証規程」により確認した。この品質方針の見直しを踏まえ「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、品質目標の見直しを平成29年12月22日までに実施する計画であることを本社依頼文書「品質方針の改訂に伴う2017年度品質目標の確認について(依頼)」により確認した。

平成29年度上期の活動については、品質方針及び品質目標の見直しが遅れていたものの、マネジメントレビュー及び原子力・立地本部長レビュー結果からの指示事項に係る活動は平成29年度の業務計画に反映されており、この業務計画に基づく活動は「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、上期発電所長レビューにおいて、「監査の結果」等の必要なインプット情報に対し、分析及び課題の抽出を行い報告されていることを「2017年度上期発電所長の行うレビュー資料」により確認した。アウトプットとしては、「品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善」の項目において、“パフォーマンス向上担当(以下「PICo」という。)サポータの設置にあたり、PICo及びPICoサポータの期待事項、業務量等について明確にすること”及び「業務の計画及び実施にかかわる改善」の項目において、“安全対策工事について、所内及び本社と引き続きタイムリーに情報を共有すること”等を課題とし、アクションプランを策定することをフォローアップ事項として指示していること並びに「資源の必要性」については“必要なし”としていることを「2017年度上期発電所長の行うレビュー実施議事録」により確認した。一方「資源の必要性」について“必要なし”としているものの原子力・立地本部長レビューにおいて抽出された課題“人的資源が不足している”に対する活動として、個々の業務に対し、どのようなスキルを持った要員が何名必要か整理していることを「実働要員数整理表」により確認するとともに、改善責任元である本社原子力安全・統括部において、原子力部門内専門分野別の必要人員と現状の配置状況の把握・整理を進めている旨聴取した。

なお、マネジメントレビュー及び原子力・立地本部長レビューからの指示事項とそれに基づく業務計画との関連付けが明確でないことから、今後改善する方針であることを検討書「発電所長の行うレビューにおける課題と今後の対応について」により確認した。

上期発電所長レビューの結果については、社内イントラネット「2017年度上期発電所長の行うレビューの資料及び議事録の掲載について」により所員に周知していることを

確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は、良好であると判断した。

②保守管理の実施状況

保守管理の仕組みについては、「保守管理基本マニュアル」に保守管理に係る基本的な業務要領が定められており、そのために必要となる保全対象範囲、保全重要度、保全方式及び保全内容・周期の決定の考え方については「重要度分類・保全方式策定マニュアル」に保守管理に係る業務プロセスの具体的な実施内容については「点検計画管理ガイド」に定められていることを確認した。

プラント停止状態が長期化していることに伴う保全については、「プラント長期停止時対応マニュアル」において、定検単位で点検すべき機器のうち定検停止中に劣化・特性変化の可能性がある部位を特別な保全計画の対象としていること、「プラント長期停止に伴う特別な保全計画作成・管理ガイド」において、特別な保全計画に基づく点検計画を作成する際の要求事項として、点検期限の管理方法、点検期限を延長する場合に必要な処置等が定められていることを確認した。

平成28年度以降、特別な保全計画対象以外を含めた保全活動に係る不適合のうち“点検期限”に係るものが約20件発生していることを「点検期限超過及び延長に係る不適合リスト」により確認したが、多くの場合、点検期限前に不適合報告書を起票するとともに、「保守管理基本マニュアル」に従い期限超過後における機器の健全性に影響を与えないことを評価した「技術検討書」が作成されており、期限延長の手続きが適切に取られていた。なお、不適合報告書において類似不適合の再発を防止するための是正処置の検討が“不要”と扱われており、本来の期限を延長する事案が頻発していることから、今後不適合報告書に“本来の点検期限を守るための是正処置を検討する方針であることを検討書「機器点検期限延長に対する再発防止に関する取り組み方針案について」により確認した。

また、保全活動に係る不適合のうち“保全の仕組み（保全方式や点検頻度等）”の見直しに関わるものは、「保全の有効性評価マニュアル」に基づく評価が実施されていることを保全部門の各グループが作成する「保全の有効性評価結果記録シート」により確認した。タービングループにおける有効性評価の例では、プラント停止期間中のロータのたわみ防止のため、当初は長期保管対策としてタービンのターニング運転を実施するものとしていたが、想定を超えてプラント停止が長期化していることから“常温停止状態である現状においてロータたわみが残留することはなく、今後プラント起動する際のタービン起動前に48時間以上ターニングを実施することによりたわみが解消されること”を技術的に評価し、定期的なターニング運転（1回／月）を廃止していることなどを関連する技術検討書により確認した。

保守管理及び保全の有効性評価については、平成28年度第1回保安検査におい

て指摘した“社長による保守管理の実施方針に直接関連した課題(保全重要度と保全方式設定の不整合)に対する保守管理の有効性評価の未実施”に対して、仕組みの改善を図り改訂された「業務計画ならびに品質目標、保守管理目標の策定ガイド」に基づき、平成28年度の活動に対する保全の有効性評価が実施されたことを「平成28年度保守管理の有効性評価の記録シート」により確認した。ただし、社長方針である“保全重要度の最適化”に直接関連する活動が順調に進捗していない事実がありながら、実施部門で対応できる場合は結果を上位職にインプットしなくてよいルールとしているためその問題が上位職に十分に認識されず、確実なPDCAが展開されない懸念があることから、「業務計画ならびに品質目標、保守管理目標の策定ガイド」の見直し・改善を検討する方針であることを検討書「保守管理の実施状況における課題と今後の対応について」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は、良好であると判断した。

③放射線被ばく管理の実施状況

保安規定第99条及び第105条の規定に基づき放射線管理を適切に行うため、所員及び協力企業等の放射線業務従事者の被ばく線量限度については、通常作業、緊急作業及び緊急作業従事以降の作業に対して「電離放射線障害防止規則」及び「原子炉施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」に基づいて設定されていることを「放射線管理基本マニュアル」により確認した。さらに、事業者の自主的な取り組みとして、線量限度より低い確認線量を設定し、確認線量を超えたもしくは超える恐れのある場合は、対象となる従事者個人の線量管理計画を作成して被ばく管理を行うなど、各人が線量限度を超えないように管理されていることを「線量管理要領」及び「線量管理計画書」等の記録にて確認した。

業務従事者の外部被ばくは、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性においては胸部、その他の女性においては腹部に個人線量計を装着し、X線、 γ 線、中性子線については1cm線量当量、 β 線については70 μ 線量当量を測定すること、また、内部被ばくは、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性においては三月以内に1回、その他の女性においては一月以内に1回の頻度でホールボディーカウンタにより測定することとしており、「電離放射線障害防止規則」の要求に従い線量測定することが定められていることを「線量管理要領」等にて確認した。

線量測定結果の評価については、不均等な被ばくを受ける場合は、体の各部位ごとに個人線量計を装着し、その測定値にICRPが勧告した部位別の臓器・組織のリスクを考慮した荷重係数を掛けて実効線量を算出するなど、「被ばく線量の測定・評価(原子力安全技術センター)」に従い行うものとしていることを「線量管理要領」にて確認した。

線量測定の評価結果については、原子力入構者管理システムにおいて入力・集計

された所員及び協力企業等の業務従事者のデータについて、放射線安全GMが確認し、線量データとして確定した後、所員に対しては直接個人被ばく線量の通知を行っていることを「個人線量通知表」の通知記録により確認した。なお、協力企業等に対しては協力企業の放射線管理部門を経由して、個人被ばく線量の通知を行っていることを協力企業の代表者宛の「個人線量通知表」の通知記録により確認した。

個人線量の記録は、放射線影響協会に引き渡す前までの期間は「線量管理個人原簿」等をマイクロフィルムに記録し保管することとしていることを「線量管理要領」により確認した。また、放射線影響協会に記録を引き渡した後であっても、記録訂正の必要が生じた場合には「被ばく線量登録管理業務関係規定集」に従ってマイクロフィルムの記録を修正することとしていることを同要領により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は、良好であると判断した。

④原子力防災資機材の管理状況(抜き打ち検査)

各グループが管理する原子力防災機資材及びその他の原子力防災資機材(以下「防災資機材等」という。)については、グループごとに資機材に応じた点検計画を策定して管理しており、放射線安全グループでは、「放射線管理基本マニュアル」「放射線計測器管理ガイド」に基づき「放射線計測器類校正・点検計画」「原子力災害対策用計測器配備台帳」を作成し、計画に従い点検・校正を行っていることを記録により確認した。また、放射線計測器類の長期貸し出し、不適合等についても「放射線計測器類校正・点検計画」に含めて記録し管理していることを確認した。

防災資機材等を管理する各グループは、「原子力防災資機材等の管理にかかる運用ガイド」及び防災安全グループが発出する「資機材の現況確認について」の依頼文に基づいて年1回以上、各資機材に応じた点検を実施することとし、現況確認後、一元管理する共有ファイル「資機材に係る管理表」へ資機材の数量、点検日、点検結果、点検者を入力し、防災安全GMがその内容を確認する運用としていることを聴取した。

また、前兆事象の検知が可能で、検知から時間的猶予が見込まれる強風、積雪等の自然災害等の発生が予想される場合における緊急時対応能力を確保するために「前兆事象対応要領」を定め、気象庁の予報等を入手した時点で、防災安全部長等が発電所長に具申し、対策本部を発足するなど、緊急時体制が求められる状況となる前に、予想される事象に応じた防災体制を整える計画であることを確認した。積雪を例にとれば、除雪態勢を強化するとともに、優先除雪のルート、除雪対象設備を示して防災資機材等を優先的に確保できることを確認した。なお、前兆事象の検知が極めて困難で、検知から短時間で影響が発生する地震、竜巻、落雷、隕石の落下等の事象への対応については「緊急時対策本部運営要領」の「Ⅱ 共通事項」の大方針に基づいて発電所長が意思決定・判断を行い、対応する方針であることを聴取した。

防災資機材等の管理方法について、防災資機材等と今後新規制基準に基づき配

備する資機材等が混在して保管されている荒浜側自主保安資機材倉庫及び大湊側自主保安資機材倉庫を「保全部関係倉庫における保管物品管理ガイド」の対象に追加し、これに基づき配置図を作成、整理し、管理場所の見える化等の改善に取り組んでいることを確認した。なお、今後増加する資機材の管理方法について、他電力会社との情報共有や、物品管理システムの導入検討を含めて、更なる改善に取り組んでいることを聴取した。

「原子力事業者防災業務計画」に基づき配備される緊急時対応に必要な防災資機材等のうち大湊側高台資機材倉庫における配備状況を現場にて確認した結果、資機材は「資機材に係る管理表」及び「資機材倉庫－配置図」に基づき整理された状態で保管されており、また、資機材ごとに、名称、管理番号等を記載したプレートにより識別がなされていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は、良好であると判断した。

⑤放射性固体廃棄物の保管状況（抜き打ち検査）

固体廃棄物貯蔵庫には、プラント運転開始以降発生した放射性固体廃棄物を封入したドラム缶が長期間多数保管されているが、その保管については「放射性固体廃棄物管理要領」において、週1回の目視による巡視及び半年に1回のカメラ使用による巡視により現場の保管状況を確認することが定められていることを確認した。なお、同要領において、週1回の巡視点検では、固体廃棄物貯蔵庫の通路側から目視可能な範囲で放射性固体廃棄物を封入したドラム缶の異常（転倒・落下・腐食・損傷・漏えい、ラベル剥がれ）の有無を確認することが定められている。また、半年に1回の巡視では、通常目視では確認が困難な箇所（ドラム缶の裏面部、ドラム缶群の中央部に配置されたドラム缶等）を含め、先端にカメラを取り付けたポールをドラム缶の間隙に挿入してドラム缶の異常の有無を確認し、結果を記録することが定められている。なお、巡視のために必要な具体的条件については、どちらかの通路側から確実にカメラでの確認が行えるようにするため、固体廃棄物貯蔵庫の配置図においてドラム缶群を挟む通路の間隔が最も長い箇所を特定し、ポールの長さをその2分の1以上の長さとして6mとするなど、巡視を担当する現場作業者ととも現場にて調整されたことを聴取により確認した。

また、廃棄物をドラム缶に封入する際に、ドラム缶の内容物を記録することが同要領に定められており、これに従い直近で固体廃棄物貯蔵庫に搬入した際の実績について、固体廃棄物入りのドラム缶を作製した主管グループから提出された「ドラム缶詰め報告書」及び「搬出物品確認申請書」の記録により確認した。

週1回の巡視を本検査期間中に実施することが予定されていたことから、現場での作業状況に立会い、同要領に基づきドラム缶の確認が適切に実施されているとともに、通路に面したドラム缶に加え、奥に配置されているドラム缶についても、ドラム缶の間隙

からサーチライトを照らすことにより、目視可能な限り確認していることを確認した。

ドラム缶の保有量については、3か月に1回以上の頻度で保有量の記録により確認すること及び半年に1回の巡視の際にドラム缶員数確認することが同要領に定められており、それらの確認結果をそれぞれの直近の本年10月及び11月分の「固体廃棄物管理月報」により確認した。

なお、固体廃棄物貯蔵庫に隣接する固体廃棄物処理建屋の1部区画に“仮置エリア”が設定されており、セメント固化準備としてのドラム缶約20体が仮置きされていることを現場にて確認した。その設置状況は、「放射性廃棄物管理要領」に従っており特に問題は生じてなかったものの、仮置き可能な期限、範囲、個数の限度、仮置き中のドラム缶の状態確認方法等に係る明確なルールが現状定められていないことから、これらに係るルールを同要領に明確化する方針であることを検討書「固体廃棄物貯蔵庫における仮置きルールの明確化について」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は、良好であると判断した。

2) 追加検査結果

なし

3) その他

なし

(3) 違反事項

なし

5. 特記事項

なし

保安検査日程(1/2)

月日	号機	11月27日(月)	11月28日(火)	11月29日(水)	11月30日(木)	12月1日(金)	12月2日(土)	12月3日(日)
午前	(1, 2号) (3, 4号) (5号) (6/7号)	●初回会議 ●運転管理状況の聴取	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 ◎保守管理の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 ◎保守管理の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 ○放射線被ばく管理の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 ◇原子力防災資機材の管理状況	●中央制御室 巡視	
午後	(1, 2号) (3, 4号) (5号) (6/7号)	◎保守管理の実施状況 ●中央制御室 巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議	◎保守管理の実施状況 ●中央制御室 巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議	○放射線被ばく管理の実施状況 ●中央制御室 巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議	○放射線被ばく管理の実施状況 ●中央制御室 巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議	◇原子力防災資機材の管理状況 ●中央制御室 巡視 ●原子炉施設 巡視(2号機 原子炉建屋) ●チーム会議 ●まとめ会議		
勤務 時間外				●中央制御室 巡視				

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 □:その他として検査した項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(2/2)

月日	号機	12月4日(月)	12月5日(火)	12月6日(水)	12月7日(木)	12月8日(金)		
午前	(1, 2号) (3, 4号) (5号) (6/7号)	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 ◎上期発電所長レビューの実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 ◇放射性固体廃棄物の保管状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 ◎上期発電所長レビューの実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 ◇放射性固体廃棄物の保管状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取		
午後	(1, 2号) (3, 4号) (5号) (6/7号)	◎上期発電所長レビューの実施状況 ●中央制御室巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議	◇放射性固体廃棄物の保管状況 ●中央制御室巡視 ●原子炉施設巡視(固体廃棄物貯蔵庫) ●チーム会議 ●まとめ会議	◎上期発電所長レビューの実施状況 ●中央制御室巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議	◎上期発電所長レビューの実施状況 ●中央制御室巡視 ●原子炉施設巡視(4号機原子炉建屋) ●チーム会議 ●まとめ会議	●中央制御室巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議		
勤務時間外								

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 □:その他として検査した項目 ●:会議/記録確認/巡視等